（帳簿の記載等）

第十九条　登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一　認証の申請を受け付けた年月日

二　認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　認証の申請に係る特殊装置の名称及び型式

四　認証の申請に係る特殊装置について第九条第一項第一号の審査を行った年月日及び当該審査を行った者の氏名

五　認証の申請に係る特殊装置について認証をするかどうかを決定した年月日及び当該決定に係る議を経た第九条第一項第二号の合議制の機関の構成員の氏名

六　認証をした特殊装置にあっては、前各号に掲げる事項のほか、認証証明書の交付の年月日及び認証番号

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　登録認証機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、認証事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4　登録認証機関は、次に掲げる書類を備え、認証の有効期間が満了した日（認証をしなかったときは、第一項第五号に規定する日）から二年間保存しなければならない。

一　認証の申請書及び添付書類

二　認証の判定とその結果に関する書類

（報告の徴収）

第二十条　国土交通大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録認証機関に対し、認証事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第二十一条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　登録をしたとき又は第十条第一項の登録の更新をしたとき。

二　第十二条の規定による届出があったとき。

三　第十四条の規定による届出があったとき。

四　第十八条の規定により登録を取り消し、又は認証事務の停止を命じたとき。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の駐車場法施行規則（以下「新規則」という。）第五条第一項の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、その申請を行うことができる。新規則第十三条の規定による認証事務規程の届出についても、同様とする。

3　この省令の施行前に駐車場法施行令（以下この項及び次項において「令」という。）第十五条の規定により国土交通大臣が令第二章第一節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めた特殊の装置については、新規則第四条第一項の規定により国土交通大臣が令第二章第一節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めたものとみなす。

4　令第十五条に規定する特殊の装置については、新規則第四条第一項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第六十九号

景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項及び第二十条第一項の規定に基づき、景観法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

景観法施行規則の一部を改正する省令

景観法施行規則（平成十六年国土交通省令第百号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号を次のように改める。

二　次のいずれかに該当するものであること。

イ　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

ロ　政府が世界遺産委員会（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第八条1の世界遺産委員会をいう。以下このロにおいて同じ。）に対し同条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画（変更があったときは、その変更後のもの）に従って公衆によって望見されるものであること。

第七条第一項中「図書」の下に「（当該建造物が前条第二号ロに該当するものとして景観重要建造物の指定の提案を行おうとする場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる図書）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。